

海を安心安全に楽しむために

海水浴場では、監視員の指示に従ってください

高浜町では、海の安全を守るため、2つの団体が活動しています。



海上から守る 日赤水難救助員

【昭和43年発足 本部：城山水難救助所】

水難救助委員会は遊泳区域内の事故を未然に防ぐため、救助艇を使用し、町内8つの海水浴場の巡視・指導・救護活動を行います。海上保安署・警察・消防・海上保安署・ライフセーバー等と連携を図るとともに、日本赤十字社の水上安全法講習会や、子ども用シュノーケル講座など開催しています。



ビーチから守る ライフセーバー

【平成19年発足 本部：和田救護所】

若狭和田ライフセービングクラブは、海水浴場で楽しく安全に遊んでいただくことを目的に、若狭和田ビーチの監視・救護活動を実施しています。また、日本ライフセービング協会主幹の講習会、水の安全に関する教育活動、技術向上のための競技会等、年間を通じて様々な活動を実施しています。



密漁は絶対に禁止！



たった1個でも 違法となります。

高浜町では密漁パトロールを強化しています。

警察、海上保安署の協力のもと、関係各者が一丸となり、定期的な密漁パトロールを実施しています。告発に繋がる事例も発生していますので、密漁行為は絶対にやめてください。



アワビ・サザエ・ウニ・ナマコ・カキ・ワカメ等は若狭高浜漁業協同組合員以外の人は採捕できません。漁業法改正において、罰則が大幅に強化されています。（最大で3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金）処せられる場合があります。

高浜町の海岸を守り育てる条例

(目的)

第1条 この条例は、東西に長く広がる白砂青松の海岸を有する地域的な特性を鑑み町内各海水浴場開設期間中は元より年間を通じて安全で安心して高浜町内海水浴場等を利用するために、事業者、関係団体及び利用者の責務を明らかにして、高浜町の海岸を守り育てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高浜町内海水浴場等 各海水浴場開設者が福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号)により開設する海水浴場及び町内の海岸線一体の区域をいう。
- (2) 事業者海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、各海岸において浜茶屋の経営その他の事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 関係団体海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、陸上・海上を含む区域において関係する団体をいう。
- (4) 利用者海水浴場開設期間中及びその他一年を通じて、海上を含む町内の海岸を利用するすべての者をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等における関係機関及び関係団体との協議により定めた「若狭高浜海のルール」(以下「ルール」という。)を遵守するとともに、関係団体が実施する施策に協力しなければならない。

(関係団体の責務)

第4条 関係団体は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において、管理運営及び安全確保に努めなければならない。

2 関係団体は、事業者及び利用者との情報交換を図りながら、意識の啓発及びルールを周知し高浜町内海水浴場等がより安全で安心な区域となるよう努めなければならない。

(利用者の責務)

第5条 利用者は、第1条の目的を達成するため、高浜町内海水浴場等において他の利用者とお互いに妨げにならないよう配慮しつつ利用するとともに自ら美化その他環境保全に努めながらルールを遵守しなければならない。

(指導及び勧告)

第6条 町長は、3条、4条及び5条の規定に違反したものについて、必要な指導及び勧告することができる。

2 町長は、前項で実施した指導及び勧告に従わないときは、是正のため必要な措置を講じることができる。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

ご利用の皆さまへ

高浜町の海岸は、ほぼ全域が若狭湾国定公園に指定されており、透明度が高く美しい海と白い砂浜が連なる町民自慢の海岸です。夏期には、8つの海水浴場を開設し、県内外から多くのお客様に訪れていただいています。

しかし、近年のマリンレジャーの多様化や、一部の利用者のマナー低下により、誰もが安心・安全に海を楽しむ状況が発生し、このままでは、美しい海岸を後世に残すことが出来なくなる可能性がでてきました。

こうした現状に対応するため、平成26年「高浜町の海岸を守り育てる条例」が策定され、事業者・関係者・利用者など海を利用する全ての人が「若狭高浜海のルール」を守ることを条例の中で義務化しました。

本ルールブックは、海のルールやマナーを明確にするため発行するものです。美しい海の環境を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りいただき、高浜町の手を楽しんでください。

このルールブック作成にご協力頂いた方々

高浜町、小浜海上保安署、福井県警察本部、若狭消防署、

若狭高浜観光協会、若狭高浜漁業協同組合、

高浜町水難救助員会、高浜マリンクラブ

若狭和田ライフセービングクラブ、

和田海浜組合、白浜海浜組合、鳥居浜海浜組合、

城山海浜組合、若宮海浜組合、難波江海浜組合

はまなすパーク管理組合、えびす浜パーク管理組合

(順不同)

福井県警察本部／0776-22-2880

若狭消防署高浜分署／0770-72-2119

若狭高浜漁業協同組合／0770-72-1234

小浜海上保安署／0770-52-0494

若狭高浜観光協会／0770-72-0338

☆ 高 浜 町

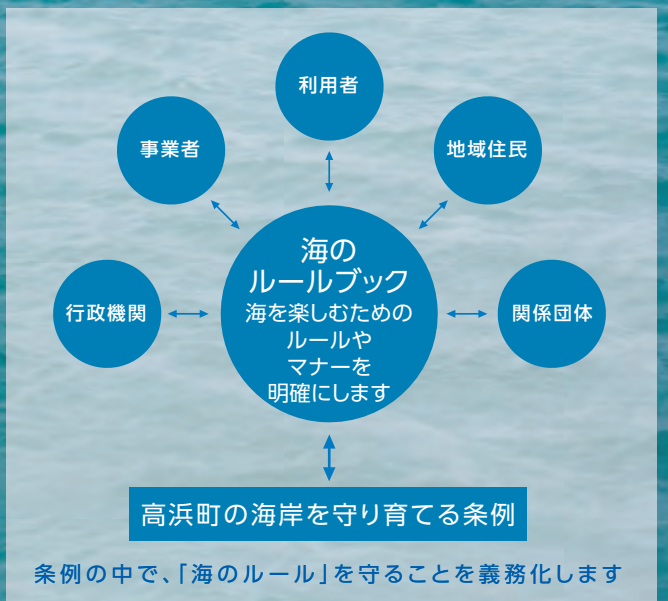
福井県大飯郡高浜町宮崎第86号23番地2

電話 0770-72-7705(産業振興課)

若狭高浜海のルールブック

海を利用されるすべての皆様へ

美しい海の環境を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りください。



令和3年改訂版

若狭高浜海のルール

海のルールについて

高浜町では、条例の中で、高浜の海を利用する全ての人に対し、「若狭高浜海のルール」を守ることが義務化しています。このルールは一年を通じ、高浜の海を利用する全ての人を対象としています。美しい海の環境を守り、誰もが安心・安全で快適に利用できるように、海のルールをお守りください。

みんなが楽しく利用するために 管理運営4大項目

- ① 遊泳者保護区域内は遊泳者が優先です。海水浴期間中は、区域内に船舶等は進入できません。
- ② 浜地を不法に占有することはできません。テントやタープなどの私物は、日没までに撤去しましょう。

- ③ 決められた場所以外での、キャンプやたき火・バーベキューはできません。砂浜を汚したり、ほかの人の危険となる行為は禁止します。
- ④ 密漁は絶対に禁止です。
※たった1個でも違法となります。
※高浜町では密漁パトロールを強化しています。

みんなが安全に利用するために 事故防止6項目

- ① 荒天時には遊泳注意または禁止となる場合があります。場内放送や旗を確認してください。
- ② 漁港周辺など、遊泳禁止区域では泳いではいけません。
- ③ アルコールを飲んで海に入るのは危険ですので、絶対に止めてください。
- ④ ヤス、モリ、水中銃は、周囲に人がいる場合、使用・携帯できません。
- ⑤ シュノーケルの使用は十分に注意してください。
- ⑥ 安全確保のため、ライフセーバーと水難救助員の指示には必ず従ってください。

このルールブックは、夏だけでなく
1年を通じた海のルールブックです。

みんなが気持ちよく利用するために 環境美化・マナー8項目

- ① 歩きタバコ・吸い殻のポイ捨てはやめましょう。
- ② 午後10時以降の打上花火はやめましょう。ゴミは必ず持ち帰りましょう。
- ③ 海水浴場区域内への車両乗入れは禁止します。(許可車両は除く)
- ④ ゴミは原則としてお持ち帰りください。ゴミ箱を利用する場合は、分別にご協力ください。
- ⑤ 海水浴場内でイベントの開催は自粛して下さい。
- ⑥ 刺青の露出や乱暴な言動など、ほかの利用者を不安に思わせる行為を禁止します。
- ⑦ 海水浴場内へペットを連れ込む場合は、リードを離さないでください。糞便等は必ず持ち帰ってください。
- ⑧ 周りの人の迷惑となるような音量での音響機器の使用はやめましょう。

夏期海水浴エリア

令和3年度海水浴場開設期間
7月10日(土)～8月22日(日)まで

<浴客の皆様へのお願い(感染症対策)>

- ✓ ソーシャルディスタンスの確保
- ✓ 熱中症に気を付けて「おはなしはマスク」
- ✓ 静かな「マスク会食」の徹底
- ✓ 過度な飲酒はしない。大声をあげない
- ✓ 手洗い、手指消毒の徹底
- ✓ 「感染防止徹底宣言ステッカー」掲示店を利用
- ✓ 体調の悪い方は来訪を控える
- ✓ お住まいの地域の感染症対策方針に従って行動
- ✓ 接触確認アプリCOCOAのダウンロード

道路整備のため、しばらくの間、
「海水浴場」の開設を休止します。

< 海水浴場 開設中止 > 若宮海水浴場～ えびす浜パーク海水浴場

夏期海水浴に関する注意事項

遊泳状況を示す旗の色

- 遊泳可能
夏期海水浴期間はその日の海の状況を判断し3つ旗を掲揚しています。遊泳禁止時には事故防止のため海からお上がください。
- 遊泳注意
波高:0.5m～1m(コンスタントに膝以上)
風速:5m以上
- 遊泳禁止
波高:1m以上(胸以上)
風速:8m以上
雷・雷鳴注意報発生時

水難事故が発生した場合の緊急連絡先

- 若狭消防署高浜分署／119
 - 福井県警察本部／110
 - 小浜海上保安署／118
 - 城山水難救助所本部／0770-72-0743
 - 和田救護所／0770-72-2468
- 1～32 緊急時は各海水浴場に設置されている番号を伝えて下さい。

AED設置場所



- 「若狭和田ビーチ」
和田救護所
(浜茶屋) マルK
- 「白浜海水浴場」
(浜茶屋) マルハマポート
- 「城山海水浴場」
城山救護所本部

キャンプ等が可能な場所

- 若狭和田キャンプ場
0770-72-1068
 - ヒロセオートキャンプ場
0770-76-1858
- 民間キャンプ場も数箇所開設されています
バーベキューについては、ビーチNAVI2021をご覧ください
お問い合わせください。 TEL:0770-72-0338



- 指定区域内は、9時から16時の間、砂浜へペットを連れ込むことはできません。
- 海の生き物や植物を大切にしてください。

高浜町全域(海のルールは高浜町内全域で適用されます)



海岸を守り育てる区域

- 漁港周辺は船舶の出入りがあり、危険です。絶対に遊泳しないでください。
- 全ての区域で密漁は禁止です。
※たった1個でも違法となります。
※高浜町では密漁パトロールを強化しています。

